

別記 1

第 2 章第 2 条第 2 項に定める対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 引越業者に支払った費用
- (2) 転居に伴い、移動に要した公共交通機関の費用
- (3) 転居に伴い、宿泊を要した場合の宿泊費用

※上記の費用を証する書類は、利用日、利用者、支払額が確認できるものとする。

※移動にあたっては、経済的な通常の経路及び方法に配慮すること。

※宿泊費用は、転居元において引越業者へ家財を引き渡し後、転居先への家財の到着が翌日以降になるなど、転居先に入居できないやむを得ない事情がある場合のみ支給することとし、引越業者による搬出・搬入日がわかる書類など、やむを得ない事情を証する書類についても添付すること。